

○運転免許取得者等検査に関する規則

北海道公安委員会規則第7号

令和4年5月13日

運転免許取得者等検査に関する規則をここに公布する。

運転免許取得者等検査に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査の認定等について必要な事項は、法及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定の申請手続)

第2条 認定検査規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等検査」という。）に係る認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定（以下この項から第4項までにおいて単に「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（別記第1号様式）を認知機能検査同等検査を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由し、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

- (1) 認知機能検査同等検査の認定の申請書（認定検査規則第6条第1項に規定する申請書をいう。第4条において同じ。）を提出していることその他認知機能検査同等検査を実施する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 法第108条の32の3第1項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする認知機能検査同等検査が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 認定検査規則第6条第2項第7号に掲げる検査計画書（以下「検査計画書」という。）において認知機能検査同等検査の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- (5) 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等検査に従事する運転免許取得者等検査員（認定検査規則第2条第1号に規定する運転免許取得者等検査員をいう。）並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- (6) 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等検査を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定により公安委員会から委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。イにおいて同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたこと

があること。

イ 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 認知機能検査同等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

3 公安委員会は、指定申請書のほか、指定を受けようとする者が前項に規定する基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、指定を受けようとする者が第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、指定書（別記第2号様式）により指定を行うものとする。

5 前各項の規定は、認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等検査」という。）に係る認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者について準用する。この場合において、第2項第2号中「認知機能検査」とあるのは「運転技能検査」と、同項第3号中「認知機能検査と」とあるのは「運転技能検査と」と、同項第5号中「第2条第1号」とあるのは「第2条第2号」と、「建物その他の設備及び器材」とあるのは「コース、建物その他の設備及び自動車その他の器材」と読み替えるものとする。

（指定の取消し）

第3条 公安委員会は、前条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定を受けた者が同条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定を受けた者に対し指定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（認定の申請手続）

第4条 法及び認定検査規則の規定により認定を受けようとする者が公安委員会に対して行う申請の手続は、運転免許取得者等検査を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由しなければならない。

（認定の審査）

第5条 公安委員会は、認定を受けようとする者から申請書の提出を受けたときは、認定検査規則第6条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならないこととされている書類に基づき審査を行うものとする。

（認定の取消手続）

第6条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（書類の交付）

第7条 認定検査規則第9条の規定により、特定検査（同条に規定する特定検査をいう。以

下同じ。)を行う者が交付する書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 認定認知機能検査(認定検査規則第9条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。)を受けた者 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式の認定認知機能検査結果通知書

ア 認知症のおそれがある場合 別記第5号様式

イ 認知症のおそれがない場合 別記第6号様式

(2) 認定運転技能検査(認定検査規則第9条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。)を受けた者 認定運転技能検査受検結果証明書(別記第7号様式)

2 認定認知機能検査結果通知書の交付を受けた者は、当該通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は棄損したときは、認定認知機能検査を受けた施設の管理者に対し再交付申請書(別記第8号様式)により再交付の申請をすることができる。

3 前項の規定は、認定運転技能検査受検結果証明書の交付を受けた者について準用する。(帳簿)

第8条 特定検査を行う者は、認定検査規則第10条第1項の規定により特定検査記録簿(別記第9号様式)を備えるものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 特定検査を行う者は、特定検査を実施したときは、速やかに、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により公安委員会に報告しなければならない。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査採点ファイル(別記第10号様式)

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査受検者名簿(別記第11号様式)

2 特定検査を行う者は、特定検査の毎月の実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに、特定検査実施結果総括報告書(別記第12号様式)により公安委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、特定検査に係る事故が発生したときは、公安委員会に随時報告しなければならない。

(電磁的記録による手続)

第10条 認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。)の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、北海道警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの名称は、当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

指定申請書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
住所		
申請者		
氏名		
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条 第 1 項第 4 号 第 2 項第 4 号 の規定による		
同規則第 1 条 第 1 号 第 2 号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務		
を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第 2 号様式（第 2 条関係）

第	号
指定書	
名 称	
所在地	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号第 2 項第 4 号の規定により、	
同規則第 1 条第 1 号	第 2 号
に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を	
適正かつ確実に行うことができる者として指定する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第3号様式（第3条関係）

指定取消通知書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指 定 番 号	
理 由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
下記の理由により、道路交通法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったので通知する。	
検 査 方 法	
理 由	

- 注1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。
- なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

（表）

にん てい にん ち き のう けん さ けつ か つう ち しよ 認定認知機能検査結果通知書			
じゆう 住	しよ 所		
し 氏	めい 名		
せい ねん がつ び 生 年 月 日			
けん さ ねん がつ び 検査 年 月 日			
けん さ ば しよ 検 査 場 所			
		そう ごう てん 総合点	てん 点
		(A	てん 点)
		(B	てん 点)
き おくりよく はん だん りよく ひく にん ち しよう 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。			
き おくりよく はん だん りよく てい か しん ごう む し いち じ ふ てい し い はん 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、 しん ろ へん こう あい ず おく けい こう 進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。 こん ご うん てん じゆうぶんちゆう い い し か ぞく そう だん 今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談さ れることをお勧めします。 また、りん じ てき せい けん さ せん もん い しん だん う また い し しん だん しよ 臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を てい し ゆつ し こう あん い いん かい 提出していただくお知らせが公安委員会からあります。 しん だん けつ か にん ち しよう はん めい うん てん めん きよ とり け この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消 し、停止というぎようせいしよぶん たいしよう 行政処分の対象となります。			
うん てん めん きよしよう こう しん て つづき さい しよ めん かなら じ さん 運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。			
		年	月 日
		所在地	
		名 称	
		管理者	印

注 規格は、A列 4 番縦長とする。

(裏)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

（表）

にん てい にん ち き のう けん さ けつ か つう ち しよ 認定認知機能検査結果通知書	
じゆう 住	しよ 所
し 氏	めい 名
せい ねん がつ び 生 年 月 日	
けん さ ねん がつ び 検査年月日	
けん さ ば しよ 検 査 場 所	

にん ち しよう き じゆん がい とう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こん かい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

こ じん さ か れい にん ち き のう しん たい き のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

き おくりよく はん だんりよく てい か しん ぎょう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

うん てん めん きよしよう こう しん て つづき さい しよ めん かなら じ さん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者 印

注 規格は、A列 4 番縦長とする。

(裏)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

別記第 7 号様式（第 7 条関係）

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、
において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する
運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた
者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

認定認知機能検査結果通知書 認定運転技能検査受検結果証明書		再交付申請書
		年 月 日
殿		
住 所 氏 名 生年月日		
検 査 年 月 日	年 月 日	
検 査 場 所		
再交付を申請 す る 理 由		

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第9号様式（第8条関係）

特定検査記録簿（ ）					
自 年 月 日		名 称			
至 年 月 日		代表者			
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

注1 標題の括弧内には、「認定認知機能検査」又は「認定運転技能検査」のいずれかを記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第9条関係）

認定認知機能検査採点ファイル

会場名

番号	検査場所	検査番号	検査日時	免許証番号	氏名	生年月日	年齢	性別	認知機能検査結果				備考
									手がかり 再	時間 見当識	総合点	判定	
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							

注 規格は、A列4番横長とする。

別記第11号様式（第9条関係）

認定運転技能検査受検者名簿

会場名

検査年月日		年 月 日											
番号	検査場所	氏 名	生年月日	年齢	性別	免許証番号	免許種別	一部返納予定	検査結果	受検結果証明書		備考	
										番 号	取扱者		
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				
			年 月 日				大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二		点				

- 注1 免許種別欄には、受検者が受けている免許について該当するものを○で囲むこと。
2 規格は、A列4番横長とする。

別記第12号様式（第9条関係）

[illegible]

注1 標題の括弧内には、「認定認知機能検査」又は「認定運転技能検査」のいずれかを記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。